

押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第13号

押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(帯広市職員服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 帯広市職員服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削り、「あるを」を「あるのは」に改める。

(帯広市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 帯広市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第3項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。